

盛岡地区防火協力会会費割当額算出基準

会 費 均等割＋収容人員割

1 均 等 割

事業所1か所につき2,000円

2 収容人員割

建物に勤務する人数及び来店者等を消防法令により算出するものとする。

ただし、消防法施行令別表第1に掲げる（6）項ロ、（6）項ハ及び（6）項ニに係る施設（令和3年度以降の新規入会員を除く。）並びに学校教育法における施設及び社会教育法に基づく施設（公民館等）については、A会員又はO会員とし、収容人員割を免除することができる。

A会員	免 除			(2, 0 0 0 円)
B会員	1 0 0 人未満		1, 0 0 0 円	(3, 0 0 0 円)
C会員	1 0 0 人以上	1 5 0 人未満	1, 5 0 0 円	(3, 5 0 0 円)
D会員	1 5 0 人以上	2 5 0 人未満	2, 0 0 0 円	(4, 0 0 0 円)
E会員	2 5 0 人以上	3 0 0 人未満	3, 0 0 0 円	(5, 0 0 0 円)
F会員	3 0 0 人以上	4 0 0 人未満	4, 5 0 0 円	(6, 5 0 0 円)
G会員	4 0 0 人以上	8 0 0 人未満	7, 5 0 0 円	(9, 5 0 0 円)
H会員	8 0 0 人以上	1, 0 0 0 人未満	1 0, 5 0 0 円	(1 2, 5 0 0 円)
I会員	1, 0 0 0 人以上		1 3, 5 0 0 円	(1 5, 5 0 0 円)
O会員	免 除			(2, 0 0 0 円)

※ () 内は合計金額

※ A会員・・・盛岡市域外の建物

O会員・・・盛岡市域内の建物